

高第143号
令和8年4月30日

各指定訪問看護事業所 運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

医療措置協定未締結の訪問看護事業所に係る医療機関等情報支援システム（G-MIS）
のユーザー登録について（ご依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、厚生労働省から依頼がありましたので、ご確認の上、医療機関等情報支援システム（G-MIS）のユーザー登録申請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 厚生労働省からの依頼について

(1) 背景

- ・今般の中東情勢を受け、国は医療物資の供給状況について、製造販売業者等への情報提供窓口の設置やヒアリングを通じて情報を収集。
- ・医療用手袋については、全体として直ちに不足する状況ではないものの、流通混乱防止のため発注調整やネット通販停止が行われ、一部の医療機関（歯科診療所等）で確保が困難となっている状況。
- ・これを受け、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく備蓄の非滅菌手袋について、まず5,000万枚を放出し、必要に応じて追加放出する方針。

(2) 医療用手袋の配布方法

- ・配布は、医療機関がG-MISを用いて「緊急配布要請（SOS）」を行い、都道府県・国が受け付けた後、販売事業者を通じて届ける仕組みを想定。

(3) 依頼内容

- ・訪問看護事業所については、現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3に基づき都道府県との医療措置協定が締結されたところのみがG-MISに登録されており、協定を締結していない訪問看護事業所は新規ユーザー登録が必要。
- ・このため、県の照会（今回）により、協定未締結の訪問看護事業所にユーザー登録情報の回答を依頼。

2 G-MIS のユーザー登録情報の回答について

(1) 回答方法

以下のユーザー登録申請 Logo フォームに入力してください。

<https://logoform.jp/form/T8mB/1561663>

(2) 回答期限

令和8年5月7日（木）

3 留意事項について

- 既に G-MIS にユーザー登録されている訪問看護事業所については、今回、改めて登録いただく必要はありません。
- 東海北陸厚生局より、重複して案内が送付されている場合がございますが、介護保険法に基づく指定が行われている訪問看護事業所は、基本的には各都道府県等へ、また、健康保険法に基づく指定のみが行われている訪問看護事業所は東海北陸厚生局へ登録申請を行ってください。
- 各登録情報を元に、ユーザー登録を実施し、登録いただいたメールアドレス宛てに、「G-MIS アカウント発行に係る事前のご連絡」という件名のメールが送信されます（5月中旬頃送付予定）。今後、当該メールの案内に従って、パスワードの設定が必要となります。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	安 藤	担 当	高 橋
電 話	058-272-8298 内 3470		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		